

令和8年定例会環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

(1) 議案第34号

「三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案」 1

(所管事項説明)

- (1) 「第5次三重県食育推進計画」(最終案)について 3 別冊1
別添1
- (2) 伊勢茶の振興について 4
- (3) 高病原性鳥インフルエンザに係る本県の対応状況について 6
- (4) 林地開発許可に係る審査等基準の改定について 8 別紙1
別紙2
- (5) 森林由来J-クレジットの創出・活用の取組について 12 別添2
- (6) 海洋環境の変化をふまえた養殖振興の取組について 14
- (7) 各種審議会等の審議状況の報告について 16

令和8年3月
農林水産部

(議案補充説明)

(1) 議案第 34 号「三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

「卸売市場法」の一部改正（令和 8 年 4 月 1 日施行）に鑑み、規定を整備するものです。

2 改正内容

「卸売市場法」の一部改正により、県が開設する三重県地方卸売市場について、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食品等持続的供給法）」で規定する事項の公表が課されるため、業務規程を変更する必要があります。

このため、三重県地方卸売市場の業務規程にあたる「三重県地方卸売市場条例」において、対応する条項を新たに規定します。

<改正後>

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に係る公表（第 60 条の 2）を新たに規定

<参考：「食品等持続的供給法」で規定する事項>

卸売市場開設者は、取り扱っている指定品目のコスト指標等を公表しなければならない。

○指定品目：野菜、米穀、豆腐、納豆、飲用牛乳

○コスト指標：生産、加工、流通、販売段階の取引における持続的な供給に要する費用を、国認定の団体が市場調査等をもとに示す。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第三十四号

三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年二月十七日

三重県知事 一見勝之

三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例

三重県地方卸売市場条例（平成十八年三重県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六十条（略） （食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に係る公表） 第六十条の二 指定管理者は、規則で定めるところにより、法第十三条第五項第三号ハに掲げる事項を公表しなければならない。</p>	<p>第六十条（略）</p>

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

卸売市場法の一部改正に鑑み、公表に関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(所管事項説明)

(1) 「第5次三重県食育推進計画」(最終案) について

1 概要

「食育基本法」に基づく都道府県食育推進計画として、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する「第5次三重県食育推進計画」について、本常任委員会、パブリックコメントおよび有識者意見聴取会の意見等をふまえ、最終案を取りまとめました。(別冊1、別添1)

2 常任委員会における意見をふまえた変更点

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
「三重とこわか食環境イニシアチブに参画する事業所のある市町数」の指標について、内容が食育推進計画として適切かどうかをきちんと精査する必要がある。	主指標に「県民に対して食育や食に関する啓発を実施した回数」を設定し、副指標に「三重とこわか食環境イニシアチブに参画する事業所のある市町数」を設定しました。	最終案 P5
アレルギーに関する記載を追記してはどうか。	重点項目(1)の「学校における食や農に関する指導の充実」にアレルギーに関する記載を追記しました。	最終案 P6
和食や和食文化に関する記載を追記してはどうか。	・重点項目(2)(ア)の「学校給食の教育的意義を高める取組」に和食文化に関する記載を追記しました。 ・基本方針2に食文化の維持・継承に関する記述を追記しました。	最終案 P7、 9、11
基本方針2について、食品ロスに関する目標指標のみとなっているため、地産地消に関する目標指標を設定してはどうか。	基本方針2の目標指標に「学校給食における地場産物の使用割合」を再掲しました。	最終案 P9

3 パブリックコメントおよび有識者意見聴取会の状況

令和7年12月18日から令和8年1月16日にかけてパブリックコメントを実施し、意見はありませんでした。また、令和8年2月3日に、学識経験者、学校関係者、生産者、栄養士等による有識者意見聴取会を開催し、中間案からの変更点等について議論していただきました。

有識者意見聴取会における意見をふまえた変更点

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
健康寿命の延伸については、医療関係者との連携も必要であることから、医療関係者との連携を追記してはどうか。	医療機関を追記しました。	最終案 P6

4 今後のスケジュール

本常任委員会でのご意見をふまえ、「第5次三重県食育推進計画」を令和8年3月に策定します。

(2) 伊勢茶の振興について

伊勢茶の振興を図るため、「伊勢茶振興計画～愛ある伊勢茶元気プラン～（令和3年12月策定）」（以下、「伊勢茶振興計画」という。）に基づき、持続可能で元気な茶業の実現と県民が誇りに思える伊勢茶産地づくりに取り組んでいます。令和8年度は、三重県で第78回関西茶業振興大会が開催されることから、大会も契機としながら、伊勢茶のブランド力強化に向けて、生産振興とプロモーションなどに取り組みます。

1 これまでの取組

(1) 伊勢茶の生産振興について

伊勢茶の生産振興に向け、新植や老朽化茶園の改植（16.4ha（R7））、被覆資材の導入（8件（R7））、高性能な製茶機の導入（12件（R7））、茶工場の増設（1件（R7））を支援しました。

また、産地の抱える課題解決をめざす産地構造改革プロジェクトでは、園地の流動化に向けたデジタルマップの作成や、有機栽培茶の生産拡大に向けた研究会活動、茶業振興に関わる地域計画の見直しなど、県内9地区での取組を支援しています。

持続可能な茶業経営に向けて、生産工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる改善活動としてGAPの取組を推進しており、JA全農みえが団体事務局となり7工場（18農場）、三重茶農協が団体事務局となり33工場（66農場）がGAP団体認証を取得しています。

関西茶業振興大会での品評会上位入賞に向けては、出品茶生産マニュアルを作成して研修会を開催するとともに、手摘み説明動画の作成や出品強化茶園（29圃場）に対する栽培支援を行いました。

(2) 輸出拡大等の取組強化に向けて

（株）エイチ・アイ・エスとの食の海外展開に係る戦略的連携協定に基づき、ドバイをターゲット国として、バイヤーを伊勢茶産地に招いて魅力をPRするなどの積極的な働きかけを行い、ドバイ向け輸出の定着と拡大につなげました。

ドバイの取組をモデルに、新たに台湾をターゲット国として、バイヤーを招いて伊勢茶の持つ文化や産地の背景など魅力を幅広く紹介したほか、インバウンド誘客を通じて伊勢茶関連消費（飲食、買物、体験など）拡大につなげることを目的に、観光部と連携して台湾での伊勢茶プロモーションを実施する予定です（令和8年3月16、17日）。

さらに、インバウンドを含む観光客を伊勢茶産地に呼び込むため、海外の方々の伊勢茶に対するイメージ調査や顧客ニーズ分析をふまえた誘客戦略を作成しました。

(3) 消費拡大に向けたプロモーションについて

伊勢茶の知名度を高めるため、三重県茶業会議所等と連携して、大阪・関西万博「美し国彩り三重バザール」や全国豊かな海づくり大会等のイベントの機会をとらえ、約3万杯の伊勢茶を提供しました。

県内飲食店154店舗の参加があった伊勢茶メニューキャンペーンでは、伊勢茶を使ったクッキーやまんじゅう、うどん等が提供されるなど、幅広い消費者に伊勢茶をPRしました。

また、未来の伊勢茶ファンを増やすことを目的に、県内高校4校で伊勢茶講座を実施し、伊勢茶の歴史・文化や、煎茶・深蒸し煎茶・かぶせ茶の香味の違いなどを紹介するとともに、高校生が考える伊勢茶アイデアコンテストを開催し、7校18チームから若者らしい伊勢茶の楽しみ方が提案されました。

2 令和8年度の取組

(1) 伊勢茶の生産振興について

伊勢茶の生産振興に向け、茶園の新植・改植や資機材の導入、製茶施設の新築・増築等を支援するとともに、産地が進める生産の効率化や収益力強化など構造改革の取組を支援していきます。

また、国の経済対策を活用し、燃料価格の高騰に係る生産者の負担軽減を図るとともに、茶園の土壌診断を実施することで、肥料コストの節減と茶品質の向上との両立を図る取組を支援します。

(2) 輸出拡大等の取組強化に向けて

ドバイ向け輸出の拡大に向けて、現地バイヤーと連携してドバイの消費者に伊勢茶の魅力を広めるとともに、台湾については、バイヤーを伊勢茶産地に招いて魅力をPRする取組を継続します。

また、インバウンドを含む観光客の伊勢茶産地への呼び込みから関連消費の拡大、さらには輸出の拡大につなげるため、伊勢茶産地を巡るモデルコースの提案や利き茶体験スポットの整備等、令和7年度に策定した誘客戦略に沿ったコンテンツの拡充に取り組んでいきます。

(3) 消費拡大に向けたプロモーションについて

伊勢茶の知名度を高めるため、各種イベントでの試飲会を継続するとともに、飲食店と連携した伊勢茶メニューキャンペーンについて、参加店舗を県外に拡大して実施します。

また、「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例(案)」に基づく伊勢茶初摘みの日および伊勢茶に親しむ月間にあわせて、県民等が伊勢茶に親しむ気運を高め、伊勢茶に対する関心と理解を深めるための取組を行います。特に、伊勢茶に親しむ月間の11月に多気町で開催される関西茶業振興大会式典では、関連イベントとして伊勢茶まつり(仮)を併催し、幅広い事業者の出展を募るとともに、高校生による伊勢茶アイデアコンテストの実施や利き茶等の体験ブースを設けるなど、関係団体と連携して、伊勢茶の魅力発信に取り組んでいきます。

(4) 伊勢茶振興計画の見直しについて

令和3年に策定した伊勢茶振興計画については、「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例(案)」及び「お茶の振興に関する法律」に基づく一体の計画として見直し、新たな計画を策定します。策定にあたっては、各産地で意見交換会を行い、生産者等の意見の反映を図るとともに、伊勢茶をとりまく情勢の変化をふまえつつ、伊勢茶振興のさらなる強化につなげます。

(3) 高病原性鳥インフルエンザに係る本県の対応状況について

1 現状

高病原性鳥インフルエンザは平成 16 年度以降国内で頻発しており、今年度は令和 7 年 10 月に北海道の養鶏場で確認されて以降、令和 8 年 3 月 8 日時点で、14 道府県 21 事例が発生し、約 506 万羽が殺処分されています。

このため県では、県内養鶏場での発生防止に向けて、養鶏場に入出入りする車両や施設内の消毒など、飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに、令和 7 年 12 月には、県内の全養鶏場に対し「家畜伝染病予防法」に基づく消毒命令を発出しました。

こうした中、令和 8 年 1 月 13 日に、津市内の養鶏場において県内では 15 年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

<参考：過去の県内養鶏場における発生状況>

発生日	発生場所	飼養羽数	防疫措置完了	移動制限解除
平成 23 年 2 月 15 日	南牟婁郡 紀宝町	約 67,000 羽 肉用鶏	2 月 21 日	3 月 15 日
平成 23 年 2 月 26 日	度会郡 南伊勢町	約 240,000 羽 採卵鶏	3 月 6 日	3 月 28 日

2 津市内養鶏場の高病原性鳥インフルエンザ発生に係る防疫対応

令和 8 年 1 月 12 日に、津市内の養鶏場において本病を疑う事例が発生したことを受け、同日三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置して防疫方針を決定するとともに、三重県建設業協会をはじめ民間企業、関係市、J A 等の協力を得て、1 月 13 日 9 時から殺処分を開始し、15 日早朝に防疫措置を完了しました。

<参考：防疫措置の概要>

殺処分	1 月 13 日(火) 9 時に着手、同日終了 (採卵鶏 23,481 羽)
防疫措置完了	1 月 15 日(木) 5 時 30 分
周辺養鶏場に対する 出荷制限	移動制限(半径 3 km 圏) : 3 戸(2 月 6 日解除) 搬出制限(半径 3 km~10km 圏) : 4 戸(1 月 26 日解除) ※国指針に基づく例外措置の適用により、1 月 14 日鶏卵 出荷再開
防疫作業等動員人数	延べ 870 人(県、民間事業者、関係市、J A 等職員)

なお、周辺の養鶏場は鶏卵等の出荷が原則制限されますが、国が定める「特定家畜伝染病防疫指針」(以下「国指針」という。)に基づき、鶏に異常が無いことを家畜保健衛生所による検査で確認し、国と協議した結果、1 月 14 日に鶏卵出荷が認められ、同日に出荷再開となりました。

3 今後の対応

(1) 県内養鶏場の発生防止対策の徹底

県内養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策として、引き続き、出入りする車両や施設内の消毒、鶏舎へのウイルスの侵入を防ぐ通気口フィルターの取り付け、衣服の着替え時の汚染防止等、飼養衛生管理基準の遵守徹底に向け、きめ細かな指導・支援に取り組めます。

(2) 発生養鶏場への支援

発生養鶏場に対しては、処分された鶏や飼料等に対して国から手当金が交付されます。発生養鶏場の経営再開に向けて、手当金が早期に交付されるよう、手当金の算定等の支援を進めます。

また、今回のケースでは防疫措置完了から90日を経過後(4月16日)に鶏の導入が可能となることから、鶏の導入前から導入後の一定の期間、国指針に基づき、家畜保健衛生所において発生養鶏場への立ち入り検査や飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導します。

(3) 今後の県内発生に備えた防疫体制の強化

依然として、国内における高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い状況にあることから、今回の防疫対応の検証結果等をふまえて対策マニュアルの改訂を行うとともに、市町や関係団体と緊密に連携し、訓練の継続的な実施を図るなど、防疫体制の強化に取り組めます。

(4) 林地開発許可に係る審査等基準の改定について

1 改定の背景

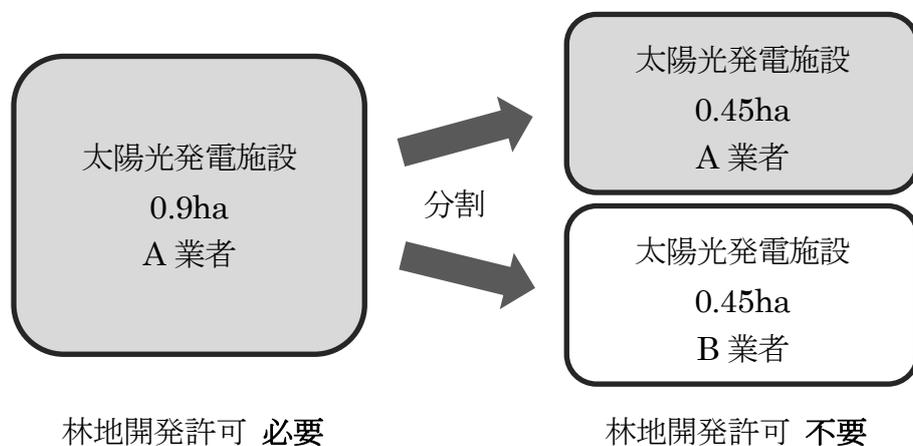
令和6年3月に三重県議会から「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言」を受け、県では、関係部局で構成する「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入検討部会」を庁内に設置し、事例の調査、県内市町へのヒアリング、他県への情報収集を行ってきました。

こうした検討の結果や、林地開発行為を小規模に分割することで規制を回避しようとする事例をふまえて、「林地開発許可に係る審査等基準」を改定します。

2 改定案の検討

林地開発許可制度は、1ヘクタール（太陽光発電目的の場合0.5ヘクタール）を超える森林の開発に対して知事の許可を義務付けている制度です。三重県では、複数箇所の開発行為について、「主体」「場所」「時期」の一体性が認められる場合に、1つの開発行為と判断しています。しかし、林地開発許可を要する規模の太陽光発電施設計画を、許可を要しない規模に分割することで、規制を逃れようとする事例（下図参照）が発生していることから、このような事例における課題を精査したうえで、県が定める「林地開発許可に係る審査等基準」における「開発行為の一体性の判断基準」を改定します。

(規制を逃れようとして開発行為を強行しようとする事例)



3 改定案における主な変更点（別紙1）

[主体の一体性の判断]

複数の事業者の開発行為において、協力して開発行為を行っている場合（本審査等基準では「共同の意思をもって開発行為をする」と表現している。）、「主体」の一体性があると判断する。

なお、規制逃れを行おうとする事例について、適正に対応するために、次の判断基準を追記する。

- ・同一の者が開発を請け負う場合
- ・土地の所有者が過去5年以内のいずれかの時点で同一であった場合

[場所の一体性の判断]

現行では水平距離 30m という基準が設定されている。30m 以上離れている場合であっても開発行為地の地形や流域などによっては、周辺環境へ悪影響を及ぼす場合も考えられる。

上記悪影響を考慮して「場所」の一体性を判断できるようにするため、距離基準を廃止する。

4 学識経験者への意見聴取

改定案について、令和7年12月22日から令和8年1月9日までの期間において、学識経験者から意見聴取を行ったところ、改定内容について妥当である旨の回答が得られました。

5 パブリックコメントの結果

改定案について県民から意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

(1) 実施期間：令和8年1月23日（金）～令和8年2月21日（土）まで

(2) いただいた意見：5件（別紙2）

(3) 対応区分別意見数

対応区分	件数
① 反映する：意見や提案内容を最終案に反映させていただくもの	0件
② 反映済：意見や提案内容がすでに反映されているもの	2件
③ 参考にする：意見や提案内容を今後の取組の参考にさせていただくもの	3件
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	0件
⑤ その他（①～④に該当しないもの）	0件

6 今後の対応

改定後の基準について、県HPにて周知を図り、令和8年4月1日から運用を開始します。

林地開発許可に係る審査等基準の改定

林地開発許可が必要な開発行為を小規模に分割し、規制を回避しようとする事例をふまえ、実態に応じた適切な審査を行うため、一体性の判断基準を改定します。

<新基準>

<旧基準>

新基準	変更内容	旧基準
<p>主体</p> <p>①同一の個人、法人又は団体による複数の開発行為である場合</p> <p>②同一ではない個人、法人又は団体による複数の開発行為であっても、これらの者の間に支配関係若しくは人的な関係がある場合</p> <hr/> <p>③<u>同一の者が開発を請け負う場合</u></p> <p>④<u>土地の所有者が過去5年以内のいずれかの時点で同一であった場合</u></p> <hr/> <p>⑤<u>複数の者が共同の意思をもって開発行為をする場合</u></p>	<p>改定なし</p> <p>追記</p> <p>表現を整理</p>	<p>主体</p> <p>①同一の個人、法人又は団体による複数の開発行為である場合</p> <p>②同一ではない個人、法人又は団体による複数の開発行為であっても、これらの者の間に支配関係若しくは人的な関係がある場合</p> <hr/> <p>③複数の者が共同の意思をもって開発行為をする場合であって、計画の共同性が認められ、同一の者による開発行為であるものとみなされる場合</p>
<p>時期</p> <p>①時期の一部または全部が重複している複数の開発行為の場合</p> <p>②時期が異なっている開発行為であっても、一連のプロジェクト又は全体計画の一部である場合</p>	<p>改定なし</p>	<p>時期</p> <p>①時期の一部または全部が重複している複数の開発行為の場合</p> <p>②時期が異なっている開発行為であっても、一連のプロジェクト又は全体計画の一部である場合</p>
<p>場所</p> <p>①<u>開発行為の土地が連続又は近隣にある場合</u></p> <hr/> <p>②宅盤、道路、雨水排水施設等を共有する場合</p> <p>③局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統等を同じくする場</p>	<p>距離基準廃止</p> <p>改定なし</p>	<p>場所</p> <p>①開発行為の土地が連続又は近隣し、かつ、相互の水平距離が<u>30メートル未満</u>の場合</p> <hr/> <p>②宅盤、道路、雨水排水施設等を共有する場合</p> <p>③局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統等を同じくする場</p>

林地開発許可に係る審査等基準の一部改定案に対するご意見と県の考え方について

- 1 意見公募期間：令和8年1月23日から2月21日まで
- 2 意見数：5件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	0件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	2件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	3件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	0件
合計	5件

○主な対応状況

番号	最終案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
1	別紙1 区分：主体	主体の基準3において、「同一の者が開発を請け負う場合」の「開発を請け負う」とは、実際に工事を請け負う者を意味するものと理解するが、この規定が元請業者のみを対象とするのか、それとも2次以降の下請業者も対象とするのか、より明確に示していただきたい。	②	基準3の「開発を請け負う」とは、元請業者だけでなく、1次下請や2次下請を含む、請負契約で開発行為の工事を行う全ての事業者を対象としています。
2	別紙1 区分：主体	主体の基準4において、「過去5年以内」とあるが、どの時点を基準として5年以内なのか明確でないので、表現方法を改めていただきたい。	②	基準4の「過去5年以内」とは、開発行為が行われた時期を基準にして過去5年の計算を行うこととなります。これについては現在の表現で十分読み取れるものと考えています。
3	別紙1 区分：場所	場所の基準1において、現行では近隣の判断として30メートルという明確な距離が決まっておりますが、改定により近隣の判断が曖昧になっているが、問題ないのか。	③	従前の「30メートル以内」は当然ながら、30メートル以遠であっても、開発区域の規模や周辺地形などを総合的に勘案して実態に即した判断をできるようにするための見直しです。
4	別紙1 区分：場所	場所の基準1において、「近隣にある場合」とあるが、「近隣」の範囲が明確でないので、表現方法を改めていただきたい。	③	従前の「30メートル以内」は当然ながら、30メートル以遠であっても、開発区域の規模や周辺地形などを総合的に勘案して実態に即した判断をできるようにするための見直しです。改正案の表現は変更せず運用してまいります。
5	別紙1 区分：場所	場所の基準1において、「近隣にある場合」の具体的な例を示していただきたい。	③	従前の「30メートル以内」であれば「近隣にある場合」に該当するのはもちろんのこと、40メートル程度離れている場合でも周辺の地形や流域などによって周辺環境に悪影響を及ぼす場合には「近隣にある場合」に含まれます。

(5) 森林由来 J-クレジットの創出・活用の取組について

1 現状

森林の二酸化炭素吸収機能に経済的価値を生み出す「J-クレジット制度」を活用して森林整備を促進し、林業活性化につなげていくことを目的に、令和5年度から県行造林をモデルに森林由来 J-クレジットの創出・活用に取り組んでいます。(別添2)

2 「J-クレジット制度」の概要

「J-クレジット制度」は、国内のカーボンニュートラルの取組を推進していくための仕組みとして、平成25(2013)年から開始され、森林経営活動による二酸化炭素吸収量等を、決められた方法に従って定量化することで、取引可能な形態(クレジット)として国が認証する制度です。

森林由来 J-クレジット(以下、「J-クレジット」という。)は、森林の二酸化炭素吸収機能に新たな価値を生み出し、間伐・植栽等の森林整備の促進や、企業活動による森林のさらなる活用を広げる制度として期待が高まっています。

3 県の取組

県では、令和5年度から名張市の県行造林をモデルとして、J-クレジットの創出・販売に取り組むとともに、制度の普及展開を進めています。

(1) 県行造林における J-クレジット創出・販売の取組

J-クレジットの創出には、「プロジェクト計画書」(以下、「計画書」という。)を国の制度事務局に登録する必要があります。

県では令和5年度に、航空レーザ測量や人工衛星など、スマート技術を活用した J-クレジット創出の手続きを県自ら実践し、ノウハウや効率性に関する知見を得ながら計画書を登録しました。

令和7年1月には、第三者機関による審査を経て、県として初めて899 t-CO₂の J-クレジット創出が認められました。

創出した J-クレジットは、令和8年2月に県として初めて入札方式によって販売しました。

【入札販売結果】

参加申請期間	令和7年12月22日～令和8年1月15日
開札年月日	令和8年2月13日
落札者の決定方法	最低販売単価を上回った者のうち高額な単価を提示した者から順に落札する
入札者数	5者
総入札量	330 t-CO ₂
落札者数	3者
総落札量	180 t-CO ₂
落札価格の平均値	11,000円/t-CO ₂ (税込み)
販売収入	1,980,000円(税込み)

当該販売収入については、今定例月会議に議案提出している「三重県県行造林 J-クレジット基金条例案」に基づき、「三重県県行造林 J-クレジット基金」に積み立てたうえで、次年度以降、県行造林の森林整備等に活用する予定としています。

また、創出対象となる県行造林の範囲を拡大し、熊野市の県行造林において、さらなる J-クレジット創出に向けた取組を進めています。

(2) J-クレジット制度の普及展開

J-クレジットの創出者となり得る林業関係者や市町を対象に、制度のさらなる普及を目的として、県が培ったノウハウや効率的な手続きの手法について、セミナー等を通じて普及しています。

併せて、J-クレジットの創出見込み量が簡易に算定できるツールや、二酸化炭素吸収量が多い森林のエリアをホームページで公開するなど、創出を検討する際に活用できる情報を提供したほか、J-クレジットの効率的な創出に資する、人工衛星を活用した測量機器等スマート機器の導入支援など、J-クレジット制度の普及拡大に向けた取組を展開しています。

4 今後の取組

(1) 県行造林における継続的な J-クレジットの創出・販売

県が登録している計画書では、計画期間中（9年間）の森林整備と、計画期間終了後 10 年間（令和 23 年度末まで）の森林管理が、J-クレジット創出の要件となっています。

このため、J-クレジットの販売収益を活用して計画的な森林整備等を進めるとともに、今後も継続して J-クレジットを創出していくことで、新たな県行造林の森林整備を進めていくサイクルを実現し、持続可能な森林経営モデルの構築を目指してまいります。

(2) 県内における J-クレジット創出の促進

現在、県のほか、大台町・松阪市・尾鷲市の 3 市町と林業関係者 7 者が、計画書を登録しています。

この他にも、複数の市町や林業関係者が J-クレジットの創出に向けた準備を進めるなど、県内における取組は増加傾向にあります。

今後は、県内のこうした動きをさらに加速させるため、引き続き、県が培ったノウハウや効率的な手続きの手法を普及展開しつつ、新たに専門家による相談対応等の支援に取り組みます。

併せて、J-クレジットの創出と普及に向けた取組を進めていくため「三重県森林由来 J-クレジットの推進に関する条例（仮称）」の令和 8 年度中制定に向けた検討を進めます。

(6) 海洋環境の変化をふまえた養殖振興の取組について

1 本県養殖業の現状

本県では、大小の河川が注ぎ遠浅の砂浜が広がる伊勢湾、リアス海岸による天然礁など好漁場に恵まれた鳥羽・志摩や、黒潮の影響を強く受ける熊野灘など変化に富んだ沿岸域の漁場環境を活かし、藻類（黒のり、青さのり）、マガキ、真珠、魚類（マハタ、マダイ）など、多種多様な養殖が営まれています。

近年、漁業産出額に占める養殖業の割合は4割を超えていますが、気候変動や黒潮大蛇行に伴う高水温化、漁場の貧栄養化、担い手の減少等の影響により、漁業産出額は、漁船漁業、養殖業ともに減少傾向にあり、養殖産出額については、ピーク時の608億円（昭和59年）から209億円（令和5年）まで減少しています。

2 これまでの施策

養殖業を取り巻く環境の変化に適応し、さらに生産力を強化させていくため、県では以下の取組を進めています。

<藻類養殖>

- ・貧栄養化による黒のりの色落ちへの対応として、3部（環境生活部、県土整備部、農林水産部）連携による下水処理場における栄養塩類管理運転とその効果検証
- ・ICTブイが海況情報を生産者に迅速に提供するとともに、貧栄養の恐れがある場合に「色落ちアラート」を発出するシステムを開発
- ・生産者が実施可能な貧栄養対策としての漁場への施肥の実証
- ・現在の漁場環境により適した株を探索するための青さのりの生長比較試験
- ・漁船漁業と藻類養殖業との複合経営化に向けた技術指導

<貝類養殖>

- ・真珠養殖における海水温帯別のへい死対策をまとめた「三重県版アコヤタイムライン」の策定
- ・マガキ養殖における現在の漁場環境下での県外産種苗と県内産種苗との生存比較試験
- ・高水温に強く、高品質な真珠の作出に向けた県内外のアコヤガイ種苗の保存・交配
- ・身入りがよく、年間を通じて出荷できる三倍体マガキの種苗生産

<魚類養殖>

- ・遺伝情報の活用による、病気に強いマハタの育種
- ・高水温の影響を軽減するため、水温が低い深い水深層における養殖技術の開発
- ・アニサキスフリーとして生食可能なマサバの養殖技術の開発
- ・配合飼料に係る経費の削減が期待できる無給餌飼育の実証
- ・スマート給餌機の導入による省力化・効率化

3 成果と課題

海洋環境の変化への対応の結果、色落ち被害により減少した黒のり生産量は0.9億枚（令和3年）から1.5億枚（令和6年）まで増加し、アコヤガイの稚貝へい死率は70%（令和元年）から16%（令和7年）まで減少しました。また、ICTブイやスマート給餌機の導入により、魚類養殖等の効率化・省力化が図られました。

なお、令和7年度は黒潮大蛇行が終息し、マガキのへい死や魚病被害についても令和6年度の状況から改善しましたが、気候変動に伴う夏季の高水温は継続しており（令和7年7月の英虞湾の平均水温は観測史上最高の29.1℃）、担い手の減少も継続していることから、引き続き、海洋環境の変化への対応や生産力の強化に向けた取組を継続する必要があります。

4 今後の対応

これまでの施策を推進するとともに、令和8年度は、新たな養殖魚種として高水温に強く、高成長、高単価なカワハギ類の陸上養殖の実証や、真珠養殖業の価値をさらに高めるための世界農業遺産登録に向けた機運醸成等の施策を進めます。

また、養殖業を含む水産業の魅力を県民に分かりやすく発信する「美し海 水産ビジョン（仮称）」の策定を進めます。

(7) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和7年11月25日～令和8年2月16日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然環境部会
2 開催年月日	令和7年11月27日(木)
3 委員	【部会長代理】 三重大学准教授 鳥丸 猛 ほか5名
4 諮問事項	三重県指定希少野生動植物種(ハクセンシオマネキ)の指定の解除について
5 調査審議結果	解除はやむを得ないものと認める旨決議されました。
6 備考	令和7年12月26日付け三重県告示第869号により指定解除

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然環境・鳥獣合同部会
2 開催年月日	令和7年11月27日(木)
3 委員	【部会長】 NPO法人ECCOM 太田 玲奈 ほか7名
4 諮問事項	ツキノワグマの保護又は管理のあり方について 1 「三重県ツキノワグマ管理計画」(最終案)について 2 三重県指定希少野生動植物種(ツキノワグマ)の指定の解除について
5 調査審議結果	以下のとおり決議されました。 1 「三重県ツキノワグマ管理計画」の策定について、原案を適当と認める。 2 解除はやむを得ないものと認める。
6 備考	1 「三重県ツキノワグマ管理計画」は、令和7年12月26日に策定 2 三重県指定希少野生動植物種の指定の解除については、令和7年12月26日付け三重県告示第869号により指定解除

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	令和7年12月15日（月）
3 委員	【会長】 三重大学 教授 中井 毅尚 ほか9名
4 諮問事項	地域森林計画の樹立・変更について 1 北伊勢地域森林計画書（案）について 2 南伊勢、伊賀及び尾鷲熊野の各地域森林計画の変更計画書（案）について
5 調査審議結果	以下のとおり決議されました。 1 北伊勢地域森林計画書（案）について、適当と認める。 2 南伊勢、伊賀及び尾鷲熊野の各地域森林計画の変更計画書（案）について、適当と認める。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和8年1月29日（木）
3 委員	【委員長】 四日市大学 教授 三田 泰雅 ほか6名
4 諮問事項	令和7年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価及び提言について
5 調査審議結果	令和7年度事業の進捗報告を行うとともに、評価方法の見直しについてご審議いただきました。
6 備考	